

平成 23 年度第 8 回松阪市環境基本計画策定委員会

日時 平成 23 年 11 月 10 日(木) 9 時 30 分～11 時 30 分

場所 松阪市役所 第二分館教育委員会室

概要

1. 「松阪市環境基本計画」中間見直し(最終案)のまとめ
2. その他

出席者 10 名

委員会委員 7 名

西孝(委員長)、大泉千花、中村陽子、中山翼、村林守、山際京子、横井美登

事務局 3 名

三田環境課長、山口環境推進担当主幹兼係長、環境推進係(垣本)



内容

「松阪市環境基本計画」中間見直し(最終案)のまとめ

- パブリックコメントについて事務局より説明

- 委員長 : No. 3 の見解に「～ページ数は増加となりましたが、」とあるが、どのくらい増えたのか？
- 事務局 : 最終的には 1～2 ページ増となる。
- 委員長 : では、前回と変わらず「ほぼ同じ」とするべき。
- 委員 : No. 6 の見解で、「(該当ページ)の関連施番号」に変更すると、「行政」との関わりが薄くなる。ここは「(該当ページ)の行政関連施策番号」としたほうがいい。
- 委員長 : No. 9 の見解で、記載している部分のページ数も記入する。また、P38 の「環境ビジョン」でも、その趣旨を謳っていることを追加記述すること。No. 11 の見解だが、コメントの意見が 3 つほどあるので、それぞれの意見に対応するように見解を述べること。
- 委員 : No. 12 の見解で、環境学習としての記述としては、P98(1)と(2)で対応するのは不十分である。もっと幅広い内容で受け皿をつくるべきだが、その場合の担当はやはり環境課になると思うのだが。
- 委員 : 確かに市民の学習機会がないので、環境学習の場を提供するべきである。
- 委員 : 市民の意見としては、実際にどんなことをやってきたのか、できるのか、を知りたいわけなので、写真等を用いて具体的に施策を載せたほうがいい。そうすることによって市民の意欲も出るはず。
- 委員 : P98(1)の施策に「市民に対し環境学習の場の提供に努めます。」と追加する。担当課を「環境課」にしておいて、将来的にできるようになってからやればいい。ここに明記しておくことで、取り掛かることができる。
- 委員 : この冊子は誰の手に渡るのか？ 予算はどのくらいなのか？ それによって、書ける文章の範囲が決まるのでは？
- 事務局 : 予算は来年度印刷になるので未定。配布先は、各会議会員、各委員会委員、各地域振興局、地区市民センター、図書館、要望のある市民など。市のHPにも載せる。
- 事務局 : マスコミにも発表する。
- 委員長 : では、市民向けの環境学習の場の提供について、もう少し詳しく記述する。
- 委員 : P98(10)では対応できないのか？
- 委員 : (10)は地域の取り組み支援に関するものであり、松阪市民全体には対応できない。一般的に対応する場が必要。
- 委員長 : 事務局と相談して修正する。
- 委員 : No. 13 の見解を、「対象とする環境施策の範囲を」とする。

委員 : No. 20 の見解で、「人材の育成及び体制の整備」とする。

○「最終案」で変更のあった部分について事務局より説明

委員長 : この冊子は既に見直しが終わった状態であるので、P3「本計画は平成 18 年度に策定したものを～ということから、平成 23 年度に見直しを行ったものです。」という表現にしたほうがいい。P4 の部分も同じく、本計画が中間見直しを行ったものであるという表現にする。

事務局 : 修正する。

その他

委員長 : 今後の予定は？

事務局 : 今回で策定委員会は最後であり、その後の修正は委員長一任になる。また、12 月上旬に市長へ「最終案」を提出し、環境審議会から意見書が提出される。そのあたりについては、各自に連絡する。

委員長 : では、今日はこれで終わります。